

かんたん登記・供託申請の御案内



大阪法務局オンライン利用促進
イメージキャラクター
おんらいおん

— 地代・家賃(受領拒否)編 —

かんたん登記・供託申請とは？

供託の申請は、インターネットに接続したパソコンを利用して、オンラインで申請することができます。オンライン申請は、専用の「申請用総合ソフト」を使用する方法と、webブラウザ（インターネット閲覧用ソフト）上から直接申請する方法の2通りの方法があります。ここでは、webブラウザ上から申請する「かんたん登記・供託申請」について御案内します。「かんたん登記・供託申請」は、専用ソフトをパソコンにインストールする必要がないため、手軽にオンライン申請を行うことができます。是非、御利用を御検討ください。

おすすめの理由

法務局に出向く必要がありません！

オフィスのパソコンから供託の申請を行うことができますので、業務で忙しい中、わざわざ法務局へお越しいただく必要がありません。また、供託金の納付も金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して行うことができます。

申請内容を再利用することができます！

オンラインで申請した内容は、その後も再利用することができます（※）。毎月の申請ごとの面倒な書類作成に比べ、効率的で、供託の申請にかかる手間を減らすことができます。
※ 再利用できる申請内容は3か月以内のものに限ります。

平日の21時まで申請可能です！

かんたん登記・供託申請は、年末年始を除く平日の21時まで利用することができますので、法務局の業務時間外でも申請が可能です。
※ 17時15分以降の申請は翌開庁日の受付となります。

「かんたん登記・供託申請」は簡単です！

webブラウザを利用する「かんたん登記・供託申請」は、専用ソフトをインストールする必要がなく、インターネットに接続しているパソコンがあれば、すぐに始めることができますので、誰でも、簡単に申請することができます。

かんたん登記・供託申請手続の流れ

【申請者情報登録】

オンライン申請を利用するために必要な申請者情報を登録します。
※1

※1 初回利用時のみ

1



【申請情報の作成】

申請内容をインターネット上で作成し、送信します。

2

【受理決定通知】

申請内容に問題がなければ、法務局からオンラインで受理決定通知書が届きます。

お知らせ

3



【封筒・切手の送付】

供託書正本送付用の封筒※2を法務局へ送付します。



※2 切手貼付、宛名記載済みのもの

4

【供託金の納付】

インターネットバンキング又はATMを利用して供託金を納付します。※3



※3 パイジー対応のインターネットバンク又はATMの利用となります。

5

【供託書正本受領】

法務局から供託書正本が届きます。



6

かんたん登記・供託申請の注意点



「かんたん登記・供託申請」による供託では、「電子納付」という方法によって供託金を納付します。「電子納付」とは、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納付する方法ですが、ATMやインターネットバンキングには金融機関ごとに利用限度額が設定されています。このため、納付する供託金額が高額の場合は、電子納付を利用できないことがありますので注意してください。

かんたん登記・供託申請の利用可能時間

平日月曜日から金曜日まで
8時30分から21時まで

- ※ 土日祝日・年末年始（12/29～1/3）は御利用いただけません。
- ※ 申請情報が17時15分を過ぎて法務局に到達した場合は、その翌開庁日に受付がされます。
- ※ システムメンテナンスのため、一時的に利用が停止される場合があります。

まずは

登記・供託オンライン申請システム



(<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp>)



で検索!!

大阪法務局
Osaka Legal Affairs Bureau

① 申請者情報の登録

2回目以降の御利用の方は、「② 申請情報の作成」を御覧ください。

「一給与差押え編」を御覧ください。

② 申請情報の作成

オンラインで申請する

登記・供託オンライン申請システムでは、自宅やオフィスからオンラインによる申請・請求を行うことができます。
Webブラウザ、または申請用総合ソフトを利用する2つの申請・請求方法があります。
※ Webブラウザによる証明書の請求及び供託の申請について、以前は「かんたん証明書請求」「供託かんたん申請」として提供していましたが、令和8年2月2日から、より入力しやすいレイアウトとするなどの変更を行い、「かんたん登記・供託申請」としてリニューアルしました。

Webブラウザでの申請

登記・供託オンライン申請システムで取り扱う**一部手続**の申請・請求をすることができます。

[ご利用環境の確認](#)



かんたん登記・供託申請 >
オンラインで一部の登記申請や印鑑証明書の請求ができます。

申請用総合ソフトでの申請

登記・供託オンライン申請システムで取り扱う**全ての手続**の申請・請求をすることができます。

[ご利用環境の確認](#)



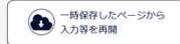
申請用総合ソフトダウンロード >
本システムで取り扱う全ての手続の申請・請求を行えるソフトウェアです。

ページ中部の「かんたん登記・供託申請」をクリックします。

既にかんたん登記・供託申請をご利用したことのある方へ

以下のボタンから、申請書の作成～送信、本サービスを利用して申請した手続の状況の確認や一時保存したページから申請書の作成（※）を再開できます。

※ 「一時保存したページからの再開」は、申請書の作成に利用した（一時保存した）ブラウザから実施する必要があります。また、ブラウザのキャッシュ削除等を行うと再開できなくなる場合もありますので、ご注意ください。



ページ中部の「STEP1 - 利用場面選択へ」をクリックします。

処理状況の確認

申請した手続の状況の確認や電子納付、公文書の取得等を行うことができます。
また、書面で添付書類を提出する際に必要な書類や、法務局窓口で印紙による納付を行う場合に必要な書類の印刷もこの画面から行ってください。

[最新の処理状況を更新](#)

[ダウンロードした公文書の署名を検証](#)

[各種アイコンや処理状況について](#)

申請・請求書の検索 [検索条件を表示](#)

申請番号等から検索する場合は「検索条件を表示」ボタンから入力欄を表示してください。

処理状況一覧

手続名	申請先	申請日時	処理状況	審査中	再使用する	納付状況	更新日時
地代家賃弁済の金銭供託申請	大阪法務局	2026/2/17 11:58	審査中	再使用する	未納付	2026/2/17 9:02	

※ 供託金の納付はお済みですか？まだお済みでない場合は「納付」ボタンから電子納付を行ってください。
※ 供託所からのお知らせがあります。メールアイコンから確認してみましょう。

※ 前回の申請情報を再利用する場合は、『処理状況を確認する』をクリックし、『再利用』をクリックしてください。
※ 3か月以内のものについて再利用することが可能です。

ご利用にあたって、以下の準備はお済みですか？

1 電子証明書の準備

申請手続によっては電子署名を付与するために電子証明書の準備が必要な場合があります。あらかじめマイナンバー等の電子証明書を準備してください。
※「相続人申告登記の申出」及び「検索用情報の申出（スマート変更登記用）」については、電子署名は不要です（司法書士が申出を行う場合を除く）。

電子署名が必要か確認する 電子証明書の準備の方法を確認する

2 パソコン環境の準備

登記申請を行うためのパソコン環境を設定します。

パソコン環境の準備の方法を確認する

3 必要書類の準備

あらかじめ必要な登記事項証明書等の書類を準備します。
申請手続に必要な書類については、利用場面を選択した後、問診に回答することで確認できます。

必要書類を確認する 必要書類の準備をする

次回から表示しない

閉じる

左記の内容を確認後、「閉じる」をクリックします。

<p>供託</p> <p>地代家賃の弁済供託（金銭）を申請したい</p> <p>手続 地代家賃弁済の金銭供託申請</p> <p>この手続を選択</p>	<p>供託</p> <p>裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金の供託（金銭）を申請したい</p> <p>手続 裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金の金銭供託申請</p> <p>この手続を選択</p>	<p>供託</p> <p>営業上の保証の供託（金銭）を申請したい</p> <p>手続 営業上の保証の金銭供託申請</p> <p>この手続を選択</p>
<p>供託</p> <p>給与債権執行の供託（金銭）を申請したい</p> <p>手続 給与債権執行の金銭供託申請</p> <p>この手続を選択</p>	<p>供託</p> <p>その他の供託（金銭）を申請したい</p> <p>手続 その他の金銭供託申請</p> <p>この手続を選択</p>	
<p>供託</p> <p>裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金の供託（振替国債）を申請したい</p> <p>手続 裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金の振替国債供託申請</p> <p>この手続を選択</p>	<p>供託</p> <p>営業上の保証の供託（振替国債）を申請したい</p> <p>手続 営業上の保証の振替国債供託申請</p> <p>この手続を選択</p>	<p>供託</p> <p>その他の供託（振替国債）を申請したい</p> <p>手続 その他の振替国債供託申請</p> <p>この手続を選択</p>

今回は地代家賃の弁済供託ですので、赤枠をクリックします。

STEP1 利用場面選択 STEP2 事前準備 STEP3 申請情報入力 STEP4 送信

利用場面選択 - 問診

選択した利用場面について、以下の質問にお答えください。

選択した手続
地代家賃弁済の金銭供託申請

問診

■ 供託される方（供託者）は自然人（個人）ですか、それとも法人（会社等）ですか？

回答を以下から選択してください。

自然人（個人）です。 法人（会社等）です。

ここまでの回答内容を確認する

戻る (利用場面選択) 一時保存 進む (事前準備)

利用場面について選択していきます。

STEP1 利用場面選択 STEP2 事前準備 STEP3 申請情報入力 STEP4 送信

利用場面選択 - 問診

選択した利用場面について、以下の質問にお答えください。

選択した手続
地代家賃并済の金銭供託申請

問診

質問は以上となります。回答内容に問題が無ければ「進む」ボタンをクリックして、先に進んでください。

◎ ここまでの回答内容を確認する
※クリックすると回答を並びなおすことができます。〔ただし、並びなおした質問以降も再度回答いただく必要がありますのでご注意ください。〕

1 問目 質問：供託される方（供託者）は自然人（個人）ですか、それとも法人（会社等）ですか？
回答：自然人（個人）です。

2 問目 質問：あなたは供託者御本人ですか？
回答：供託者本人です。

戻る (ひとつ前の質問) 一時保存 進む (事前準備)

全ての選択が終われば、確認画面に移りますので、内容を確認後、「進む（事前準備）」をクリックします。

STEP1 利用場面選択 STEP2 事前準備 STEP3 申請情報入力 STEP4 送信

事前準備

この手続を行うために必要な事前準備の内容は以下のとおりです。
内容を確認し、ご準備ができましたら、「進む」ボタンをクリックしてください。
📄 をクリックすると準備に関する情報が確認できます。

手続
地代家賃并済の金銭供託申請

事前準備

- パソコン環境の設定
 - ブラウザの設定
 - アカウントの登録
- 書類の準備
 - 問診の結果から、準備が必要な書類はありません。

※ ただし、申請の内容により、別途書類を準備する必要がある場合もあります。
※ 書類が必要な場合、申請先となる供託所にて郵送又は窓口にて提出する必要があります。

戻る (問診) 一時保存 進む (申請情報入力)

必要書類の有無を確認し、「進む（申請情報入力）」をクリックします。

その後、利用者IDとパスワードの入力を求められますので、入力します。

STEP1 利用場面選択 STEP2 事前準備 STEP3 申請情報入力 STEP4 送信

申請情報入力

申請に必要な情報を入力してください。
いくつかの項目は問診の結果をもとに設定されており、通常は編集できません。
任意の値に変更したい場合は、📄 から内容を変更することができます。
📄 から申請情報の入力に関する情報が確認できます。

※ 変更については注意（別タブで開きます）

申請先供託所 選択されていません。

「供託所を選択する」ボタンから、申請先の供託所を選択してください。

供託者

住所 大阪市中央区大手前3丁目1番41号

氏名 法務太郎

① 供託所の表示

「供託所を選択する」をクリックすると、選択画面が表示されます。

都道府県選択から「大阪府」を選択し、供託所選択から申請先の法務局を選択してください。

供託所選択

供託所を選択する
都道府県を選択後、表示された供託所一覧から申請先の供託所を選択してください。

都道府県選択 大阪府

供託所選択 大阪法務局

供託所の管轄は法務局のホームページから確認することができます。
法務局のホームページ

選択 閉じる

登記事項証明書の提示

登記事項証明書を提示しない又は提示を省略する。
 登記事項証明書を提示する。

※ 登記事項証明書の提示省略を希望しない場合には、「登記事項証明書を提示する。」を選択し、併記所に登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を別途送付してください。
 ※ 申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を提示していただく必要があります。

被供託者

住所又は法人所在地

例：東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

氏名又は法人名

例：法務太郎

供託の原因たる事実

契約内容

賃借の目的物

賃料の単位

月
 年
 その他

賃料

円

支払日

支払場所

被供託者住所
 供託者住所
 その他

※ 入力内容が不明の場合は、賃貸借契約等契約内容が分かるものをお手元に御準備の上、申請先の法務局（最終ページ参照）にお問い合わせください。

※ 例

<土地> 甲県乙市丙町一丁目1番2
 宅地 150,00平方メートル

<建物> 甲県乙市丙町一丁目1番地
 木造瓦葺二階建て倉庫1棟
 1階100平方メートル
 2階100平方メートル

③ 登記事項証明書の提示

供託者である法人が登記申請中などの場合、会社・法人の代表者（供託者）に関する**資格証明書（発行から3か月以内のもの）を法務局宛てに郵送する必要があるため**、「登記事項証明書を提示する。」にチェックを入れ、当該証明書を法務局宛てに送付願います。

④ 被供託者の住所・氏名

【住所又は法人所在地】
 賃貸人の住所を省略せずに入力してください。

【氏名又は法人名】
 賃貸人の氏名を入力してください。

⑤-1 供託の原因たる事実<契約内容>

⑤-1 賃貸借契約書に基づき契約内容を入力してください。

【賃借の目的物】
 賃借している対象土地・建物の情報（所在地、構造、面積等）を入力します。
 入力する情報は、賃借物を特定できる内容を入力する必要があります。おおむね次の情報を入力してください。

<土地の場合>

- 所在地
- 地目（宅地、田、畑、雑種地など土地の種類）
- 地積（面積）

<建物の場合>

- 所在地
- 構造
- 床面積

【賃料の単位／賃料】
 賃料額を入力します。
 月払いの場合は、「月」を選択してください。
 年払いの場合は、「年」を選択してください。

例 「月50,000円」
 「年300,000円」

【支払日】
 賃料の支払期限を入力します。

【支払場所】
 賃料の支払場所について、該当するものをチェックします。

⑤-2 供託の原因たる事実<供託する賃料>

⑤-2

今回供託する賃料がいつの分の賃料であるかを半角英数文字で入力します。

例 「令和8年2月分」

⑤-3 供託の原因たる事実<供託の事由>

⑤-3

理由なくして賃料の提供を受領を拒否された場合や賃料や契約について争っていない場合は、「提供したが受領を拒否された。」にチェックし、【提供年月日】に賃料を提供した日を入力してください。

増額請求や土地・家屋の明渡しของ的要求があり目下係争中の場合は、「受領しないことが明らかである。」にチェックをします。これにより、【事由】が入力できるようになりますので、「賃料の増額請求があり、あらかじめ賃料の受領を拒否され目下係争中」や「家屋の明渡し要求があり、あらかじめ賃料の受領を拒否され目下係争中」と入力してください(※)。
※実情に合わせて記入してください。

供託する賃料 ⓘ

令和 8 年 2 月分

供託の事由 ⓘ

提供したが受領を拒否された。

受領することができない。

受領しないことが明らかである。

債権者を確知できない。

提供年月日

令和 年 月 日

法令条項 ⓘ

本供託の原因となる賃貸借契約の締結日(又は直近の合意更新日) ⓘ

2020年3月31日以前である。

2020年4月1日以降である。

法令条項 ⓘ

民法第494条

供託金額 ⓘ

例: 50000 円

⑥ 法令条項

【本供託の原因となる賃貸借契約の締結日(又は直近の合意更新日)】
賃貸借契約の締結日に基づき選択してください。
選択することで、次の【法令条項】が自動で設定されます。

⑦ 供託金額

供託する金額を半角英数文字で入力してください。
桁区切りのコンマは入力不要です。

供託により消滅すべき質権又は抵当権 入力欄を表示 **入力不要**

反対給付の内容 入力欄を表示

送付する添付書面

送付する添付書面はない。
 送付する添付書面がある。

供託通知書の発送請求要否

供託通知書の発送を請求しない。
 供託通知書の発送を請求する。
*供託通知書の発送を請求する場合には、この供託書の発給後取得する申請番号を付記した上で、郵便切手を供託所に送付又は持参してください。

供託書正本の交付方法

書面の供託書正本の窓口交付を請求する。
 書面の供託書正本の送付を請求する。
*書面の供託書正本の送付を請求する場合は、この供託書の発給後取得する申請番号を付記した上で、郵便切手等を供託所に送付してください。

備考

補正申請

補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

連絡先情報

氏名
 法務太郎

電話番号
 06-6942-9469

通信（連絡・コメント）欄

供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。

氏名又は法人団体名（全角カナ）

ホウムタロウ

⑧ 反対給付の内容

反対給付の内容がある場合に入力します。
 事前に法務局へ御相談をお願いします。

例：家屋の修繕並びに畳の修繕義務

⑨ 送付する添付書面

送付する添付書面がない場合は**チェック不要**です。
 ※別途委任状等を送付する場合はここを**チェック**します。

⑩ 供託通知書の発送請求要否

法務局から被供託者に対し、供託通知書の発送を行って欲しい場合は**チェック**を入れてください。
 その場合は、**被供託者・供託者の住所氏名を記載した郵便切手付きの封筒**を送付してください（「⑤封筒・切手の送付」（11ページ）参照）。

⑪ 供託書正本の交付方法

手続完了時にお渡しする供託書正本の受け取り方法を選択してください。
 受け取りの方法には、法務局の窓口で受け取る方法と郵送で受け取る方法があります。
郵送での受け取りを希望される場合は、送付用の封筒と切手を法務局宛てに送付してください（「⑤封筒・切手の送付」（11ページ）参照）。

⑫ 連絡先情報

申請者情報として登録した氏名及び連絡先電話番号が反映されます。
 変更する場合は、申請者情報登録の内容を変更してください。

⑬ 通信（連絡・コメント）欄

供託書には反映させない内容で担当者に伝えたい内容を記載ください（例：担当者の部署・氏名等）。

⑭ 氏名又は法人団体名（全角カナ）

供託金の納付を行う人の氏名又は法人団体名をカタカナで入力します。
 全角カタカナで入力してください。また、「ゃ」や「っ」といった小文字を使用することはできません。

必要事項を全て入力し終わったら、「進む（申請内容確認）」をクリックしてください。

STEP1 利用場面選択 STEP2 申請準備 STEP3 申請情報入力 STEP4 送信

申請内容の確認

こちらの内容で送信します。
スクロールして内容をすべて確認すると「進む」ボタンから戻ることができます。

申請先供託所
大阪法務局

供託者
住所 大阪市中央区大手前3丁目1番41号
氏名 法務次郎

登記事項証明書の提示
登記事項証明書を提示しない又は提示を省略する。

被供託者
住所又は法人所在地 大阪市中央区台町2丁目1番17号
氏名又は法人名 法務次郎

供託の原因たる事項
戻る (申請情報入力) 一時保存 進む (送信)

入力内容の確認画面が表示されますので、内容に誤りがないか確認の上、画面右下の「進む（送信）」をクリックしてください。

内容を修正する場合は、「戻る（申請情報入力）」をクリックして修正を行ってください。

既に「おんたん」登記・供託申請をご利用したことのある方へ

以下のボタンから、申請書の作成～送信、本サービスを利用して申請した手続の状況の確認や一時保存したページから申請書の作成（※）を再開できます。

※「一時保存したページからの再開」は、申請書の作成に利用した（一時保存した）ブラウザから実施する必要があります。また、ブラウザのキャッシュ削除等を行うと再開できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

STEP1 - 利用場面選択へ 処理状況を確認する 一時保存したページから入力等を再開

※「一時保存」をクリックすることで、処理を中断できます。

処理を再開する際は、「一時保存したページから入力等を再開」をクリックします。

STEP1 利用場面選択 STEP2 申請準備 STEP3 申請情報入力 STEP4 送信

申請情報の送信

申請情報の送信を行います。

申請情報の送信準備が整いました。

問題なければ「申請情報の送信」ボタンをクリックしてください。

申請情報の送信

「申請情報の送信」をクリックします。

申請の送信完了

申請の送信が完了しました。
以下のとおり、登記・供託オンライン申請システムから申請番号が発行されました。

申請番号 [XXXXXXXXXX]

⚠ 手続はまだ完了していません。

引き続き、以下のとおり対応が必要になりますので、ご確認ください。

必要書類の郵送・持参

供託所（法務局）に提出する書類がある場合、申請先の供託所に費用で提出する必要があります。
以下のいずれかの方法で必要書類を提出してください。

- 郵送
- 法務局に持参

詳細を見る

供託金の納付

供託所において審査の上、受理決定がされると、供託金を納める必要があります。
以下のいずれかの方法で納付を行ってください。

- インターネットバンキング
- ATM

詳細を見る

「処理状況の確認」画面の「納付」ボタンから納付に必要な情報の確認や電子納付ができます。

申請の処理状況や供託所からのお知らせ等については、「処理状況の確認」画面を定期的にご確認いただきますようお願いいたします。

処理状況を確認する (供託金の納付) 続けて別の供託申請等をする (利用場面の選択)

以上で申請情報の送信手続は終了です。

今回の申請番号が表示されます。
この番号は補正、供託書正本の受取り等の手続で必要になりますので、このページを印刷する等して忘れないようにしてください。

続いて「処理状況を確認する（供託金の納付）」をクリックします。

③ 処理状況確認

申請情報送信後の進捗状況は「処理状況の確認」画面から確認することができます。

各種アイコンや処理状況についての説明は、ここに掲載されています。

メールアイコンをクリックすると、供託所からのお知らせを確認できます。

到達確認

発行日時	お知らせの種類	通知内容
2026/2/16 13:52	到達通知	以下のとおり、登記・供託オンライン申請システムに申請データが登録されましたので、お知らせします。 申請番号 : [REDACTED] 処理状況確認番号 : [REDACTED] 到達日時 : 2026年02月16日13時52分49秒

まず最初に、到達通知の内容が表示されますので、申請データが登録されたことを確認してください。

申請情報が法務局に到達した後は、法務局において申請内容の審査が行われます。申請内容に問題がなければ、審査終了後、法務局から「受理決定通知書」がオンラインで送信されますので、それまでの間、しばらくお待ちください。

受信するメールの選択

受信するメールにチェック（複数ある場合には複数にチェック）してください。

- 全てのメールを受信
- 重要なお知らせ
- 受付のお知らせ
- 補正通知発行のお知らせ
- 法務局からのお知らせ
- 公文書発行のお知らせ
- 納付情報のお知らせ

※ 申請後、法務局から各種のお知らせが送信されると、申請者情報として登録したメールアドレス宛てにお知らせが送信された旨のメールが届きます。

受信するメール内容の選択は申請者情報登録画面の「メールの受信内容選択」欄で設定できます。

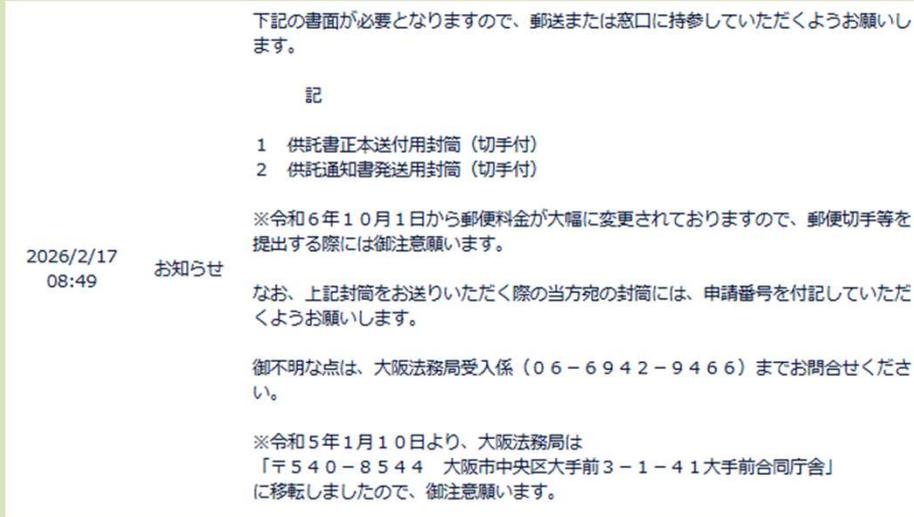
※ 法務局から送信されるお知らせの確認漏れを防ぐため、「**全てのメールを受信**」に設定することをおすすめします。

当初の設定から変更したい場合は、「マイページ」の「申請者情報変更」から変更します。

⑤ 封筒・切手の送付

供託書正本を郵送での受け取りで希望された場合は、申請情報を送信後、以下のような通知が届きますので、供託書正本送付用の封筒と切手を法務局宛てに送付します。

また、供託通知書の発送を請求された場合は、供託通知書送付用封筒と切手も併せて送付します。



- ※ 供託書正本送付用封筒は、**宛先を記載の上**、切手を貼付した状態で法務局に送付してください。
- ※ 供託通知書送付用封筒は、**宛先と差出人を記載の上**、切手を貼付した状態で法務局に送付してください。
- ※ 供託書正本送付用切手の目安は、供託書正本が3通以下までは110円（長3封筒の場合）となります。「不足分受取人払」でも対応可能です。

⑥ 供託書正本の受領

供託金の納付手続きが完了すると、納付手続き完了の通知が、自動的に法務局へ送信されます。通知を確認した法務局では、申請情報作成の際に選択された受領方法に基づき、供託書正本を交付します。

郵送で受領する場合

- ※ 申請情報作成時に、「書面の供託書正本の送付を請求する。」を選択した場合は、法務局において供託金の納付が確認でき、かつ、正本送付用の封筒及び切手が届き次第、供託書正本を発送します。

法務局に来庁して窓口で受領する場合

- ※ 申請情報作成時に、「書面の供託書正本の窓口交付を請求する。」を選択した場合は、供託金の納付手続き完了後、法務局へお越しください。
- ※ 来庁される際には、本人確認のため、申請番号が載っている到達通知書画面を印刷したものをお持ちください（免許証や補助者証等は不要です）。

⑦ その他（補正連絡）

法務局での審査の結果、申請内容等に補正が必要な場合は、法務局から補正のお知らせがオンラインで送信されます。

発行日時	お知らせの種類	通知内容
1 2026/2/16 17:18	お知らせ	申請者 様 申請書情報に以下のとおり補正すべき内容がありますので、補正の上、再申請していただくよう、よろしくお願いいたします。 なお、補正を行うに当たっては、再利用機能を御利用いただき、「補正申請として申請する」欄にチェックを入力した上で、その補正対象申請番号入力欄に初回の申請番号 [] を入力し、再申請していただきますようお願いいたします。 (補正すべき内容) ・架電のとおり 御不明な点は、大阪法務局供託課受入係（06-6942-9466）までお問合せください。 (補正期限：令和8年2月24日（火）) (補正期限：令和08年02月24日) ※補正を行う場合は、申請様式の末尾の「補正のコメントを受領したので補正申請として申請する」をチェックし、補正対象申請番号に初回申請の申請番号を入力して申請を行ってください。

補正申請 ⓘ

補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

補正対象申請番号

[]

補正が必要な内容を確認するには、「処理状況の確認」画面からメールアイコンをクリックします。

補正内容と補正期限が表示されていますので、期限内に補正対応をお願いします。

申請情報の内容を修正する必要がある場合は、当初の申請情報を再利用します。

申請情報の再利用方法は、「② 申請情報の作成」（1ページ）を参照してください。

補正箇所を修正後、申請情報入力画面の下部にある「**補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。**」にチェックし、「**補正対象申請番号**」欄に補正の対象となる申請の「**申請番号**」を入力します（チェックをすることで自動で入力されます）。

その後は、通常どおり申請情報の送信を行うことで補正が完了します。

かんたん登記・供託申請で申請を行った場合、補正申請を送信する度に新たな申請番号が付与されます。

※複数に渡って補正している場合でも、入力するのは**初回の申請番号**です。

初回でない申請番号を入力して補正申請を行ってしまった場合は、再度手続きが必要になりますので、御注意ください。



かんたん登記・供託申請 お問い合わせ先

かんたん登記・供託申請システムの操作に関するお問い合わせ

かんたん登記・供託申請の**入力・操作方法**については、「**登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク**」にお問い合わせください。

- (例) ■ システムにログインができない
 ■ かんたん登記・供託申請の流れを教えてください
 ■ 納付方法が分からない 等

1. メールフォームによるお問い合わせ (https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/contact/contact_support.html)



①「登記・供託オンライン申請システム」のFAQ・お問い合わせをクリックし、システムの操作に関するお問い合わせをクリックする。その画面中部にあるメールフォームはこちらをクリックし、お問い合わせトップの進む(お問い合わせ内容の入力)をクリックする。



②お問い合わせ内容を入力する。

2. 電話によるお問い合わせ

☎050-3786-5797

☎ 050-3822-2811 又は 050-3822-2812 (上記電話番号をご利用いただけない場合(IP電話番号))

(※ 電話によるお問い合わせは、10時台、11時台の時間帯は、つながりにくくなっています。あらかじめご了承ください。)

供託の申請内容に関するお問い合わせ

供託の**申請内容**については、申請先の法務局へお問い合わせください。

- (例) ■ 申請内容・方法の事前相談 ■ 申請書への入力内容や書き方が分からない 等

大阪法務局供託課 ☎ 06-6942-9467
 大阪法務局北大阪支局 ☎ 072-638-9444
 大阪法務局東大阪支局 ☎ 06-6782-5413

大阪法務局富田林支局 ☎ 0721-23-2432
 大阪法務局岸和田支局 ☎ 072-438-6501
 大阪法務局堺支局 ☎ 072-221-2756